

(平成22年4月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係

3 件

## 佐賀国民年金 事案 460

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から48年1月まで

昭和44年10月に結婚し、A市に移り住んだが、45年1月ごろ町内の婦人会役員に勧められて国民年金に加入した。

国民年金保険料は婦人会の方が毎月集金に来られており、仮の領収書をもったことを覚えている。

その時の領収書は残っておらず、当時の婦人会役員も既に死亡しているが、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを覚えているので、申立期間が未加入期間とされていることには納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年1月ごろ町内の婦人会役員に勧められて国民年金に加入したと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿(管理簿)によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の直後の任意加入者の加入年月日から、48年2月ごろ払い出されていることが推認できる上、申立人の所持する国民年金手帳、A市が保管する国民年金被保険者記録及びオンライン記録によると、申立人の国民年金資格取得年月日は48年2月7日の任意加入で一致していることを踏まえると、申立人の国民年金手帳記号番号は48年2月に払い出されていると認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出時点(昭和48年2月)において、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であるため、申立人は国民年金の任意加入対象者となり、制度上、申立期間までさかのぼって国民年金の加入及び申立期間の国民年金保険料の納付ができない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号払出時点(昭和48年2月)以前に、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情

も見当たらない上、申立人の国民年金への加入及び年金手帳の受領に係る記憶は曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から41年11月までの期間、45年8月から46年2月までの期間及び48年6月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年2月から41年11月まで  
② 昭和45年8月から46年2月まで  
③ 昭和48年6月から同年12月まで

国民年金には、母が地区の班長に頼んで私達夫婦二人分の加入手続を行った。申立期間当時、居住していた地区の班ごとに納税組合があり、毎月の会合の時に夫婦二人分の国民年金保険料を母に渡して納付してもらっていたのに、申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに納得がいかない。

国民年金加入手続を行い保険料を納付してもらっていた母や当時の班長は、既に死亡しており、保険料の納付を確認することはできない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が居住していたA町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人は、昭和38年8月1日に国民年金の被保険者資格を厚生年金の加入により喪失しており、申立期間①、②及び③に再加入した形跡は無く、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①、②及び③の国民年金加入及び保険料納付についての申立人の記憶はいずれも曖昧である上、申立期間は国民年金の未加入期間とされているため、申立期間に係る納付書の作成は行われず、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母は、既に死亡しており、申立人の申立期間に係る国民年金の納付状況が不明である。

加えて、申立人は、申立期間以外にも未加入期間がある上、申立人が申立期

間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 佐賀国民年金 事案 462

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月から37年3月まで

国民年金には、義母が地区の班長に頼んで私達夫婦二人分の加入手続を行った。申立期間当時、居住していた地区の班ごとに納税組合があり、毎月の会合の時に夫婦二人分の国民年金保険料を義母に渡して納付してもらっていたのに、国民年金保険料が未納期間及び免除期間とされていることに納得がいかない。

国民年金加入手続を行い保険料を納付してもらっていた義母や当時の班長は、既に死亡しており、保険料の納付を確認することはできない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は夫婦二人分を納税組合を通じて納付したと供述しているところ、特殊台帳及びオンライン記録により、申立期間のうち、昭和36年6月から同年9月までは保険料未納期間、及び同年10月から37年3月までは保険料免除期間であることが確認できるとともに、申立人の妻は申立期間を含む36年4月から38年3月までの期間は保険料免除期間とされていることが確認できる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の義母は、既に死亡しており、申立人の申立期間に係る国民年金の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。